

農地中間管理事業の実施に伴う諸経費率表

1 農地中間管理事業に係る諸経費率

対 象	諸 経 費 率	徴収の相手方
貸 付 け	賃借料総額の3%+消費税	借 受 者

なお、当分の間諸経費は、徴収しないこととする。

附 則

この諸経費率は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この諸経費率は、平成28年6月10日から適用する。